

# 附属第三編 東日本大震災復興交付金基金を取崩して実施する復興交付金事業等に係る実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等について

## 目次

- 第1章 通則（第1条）
- 第2章 実績報告書（第2条—第7条）
- 第3章 残存物件等の取扱い（第8条—第16条）
- 第4章 額の確定の取扱い（第17条—第22条）
- 第5章 財産処分承認基準等（第23条—第27条）
- 附則

## 第1章 通則

### （各手続きの取扱い等）

#### 第1条

- 1 附属第I編東日本大震災復興交付金基金事業実施要領（以下単に「附属第I編」という。）第11条に規定に基づく復興交付金事業等の実績報告書については、第2章の規定により取扱うものとする。
- 2 附属第I編第8条第2項及び第3項の規定に基づく復興交付金事業等における残存物件等の取扱いについては、「補助事業等における残存物件等の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省発会第74号。以下「残存物件通知」という。）の例によるものとし、このほか、第3章の規定により取扱うものとする。
- 3 附属第I編第12条の規定に基づく復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の確定等の取扱いについては、第4章の規定により取扱うものとする。
- 4 附属第I編第17条の規定に基づく復興交付金事業等により取得し、又は効用の増加した財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第13条及び国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「交付規則」という。）第10条に規定する財産に限る。以下「交付対象財産」という。）を、復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄すること等（以下「財産処分」という。）の国土交通大臣の承認については、第5章の規定により取扱うものとする。
- 5 この編において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化

法」という。) 、適正化法施行令、交付規則、「東日本大震災復興交付金制度要綱」(平成24年1月6日付け、府復第3号・23文科政54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号通知。以下「制度要綱」という。)、 「東日本大震災復興交付金基金管理運営要領」(平成24年1月13日付け、府復第4号・23文科政56号・厚生労働省発会0106第4号・23予634号・国官会第2358号・環境政発第120106001号通知。以下「基金管理運営要領」という。) 及び附属第I編において使用する用語の例によるものとする。また、「地方公共団体」、「都道府県」、「指定市」又は「都道府県知事」とは、特定地方公共団体に該当する「地方公共団体」、「都道府県」、「指定市」又は「都道府県知事」をいうものとする。

- 6 この編において、復興交付金事業者が、国土交通大臣又は地方整備局長等(地方整備局長及び北海道開発局長をいう。以下同じ。)若しくは都道府県知事あてに提出するものとされている様式については、復興交付金事業者は、内閣総理大臣を経由して、これを提出するものとする。また、国土交通大臣又は地方整備局長等若しくは都道府県知事が、復興交付金事業者に対して通知等するものとされている様式については、国土交通大臣又は地方整備局長等若しくは都道府県知事は、内閣総理大臣を経由して、これを通知等するものとする。

## 第2章 実績報告書

### (完了実績報告)

#### 第2条

- 1 附属第I編第11条前段の規定による報告(以下「完了実績報告書」という。)は、復興交付金事業計画の年度ごとに行うものとする。
- 2 前項の完了実績報告書は、当該年度の復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業等が完了した日から起算して一箇月を経過した日又は完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地方整備局長等(都道府県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事)に提出するものとする。ただし、特にやむを得ない事由があるものについては、復興交付金事業等の完了の日の属する会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。
- 3 いわゆる施越工事等で復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定日において事業の全部が完了しているものに係る完了実績報告書については、交付決定日をもって完了の日とみなして前項の期日までに提出するものとする。
- 4 第1項に規定する完了実績報告書は、第7条第2項の第一号から第三号まで及び第八号に掲げるとおりとし、その添付書類は第四号から第七号に掲げるとおりとする。

### (廃止実績報告)

#### 第3条

廃止実績報告書は、復興交付金事業等の廃止の承認を受けたとき（事情変更による交付決定の取消しがあった場合において、すでに実施したものがあるとき）に提出する報告書をいい、その取扱いについては、完了実績報告書の取扱いに準ずることとする。

### (年度終了実績報告)

#### 第4条

附属第I編第11条後段の規定による報告（以下「年度終了実績報告書」という。）は、当該年度の復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業等が完了するまでの間、毎会計年度ごとに、翌年度の4月30日までに地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）に提出するものとする。なお、記載事項について提出後に変更があった場合は、6月30日までに訂正のうえ再提出するものとする。

### (残存物件等)

#### 第5条

残存物件等に係る返還金を国に納付するとき又は残存物件等を継続使用するとき、第3章の規定により、完了実績報告にあわせて申請するものとする。

### (その他)

#### 第6条

- 1 国土交通大臣は、著しく異常かつ激甚な非常災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、この章に規定する報告の期日を別に定めることができる。
- 2 復興交付金事業計画に記載した要素事業を、東日本大震災復興交付金基金の取崩額を充てずに遂行した場合において、当該要素事業が完了したときには、当該要素事業を完了実績報告書に記載するものとする。東日本大震災復興交付金基金の取崩しのない年度についても同様とする。
- 3 復興交付金事業計画の最終年度においては、完了実績報告書とともに最終年度取崩実績確認表を作成することとし、事業実施期間の最終年度までの執行事業費を用いて、交付要綱附属第I編の規定に基づき算出した要素事業取崩限度額を記載するものとする。

### (実績報告書の様式)

#### 第7条

- 1 報告書の提出部数は1部とし、様式の規格はA4とする。
- 2 第2条、第3条、第5条及び第6条に定める完了実績報告書及び添付書類は、次の各号に定める様式により作成するものとし、提出の際は、各号に掲げる順に編集するものとする。

- |               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| 一 完了実績報告書     | 様式 1                             |
| 二 完了実績総括表     | 様式 2                             |
| 三 完了事業箇所別精算額表 | 様式 3                             |
| 四 残存物件調書      | } 第 3 章第 1 6 条<br>に規定する様式<br>による |
| 五 残材料調書       |                                  |
| 六 発生物件調書      |                                  |
| 七 完了箇所図       | 様式 4                             |
| 八 最終年度取崩実績確認表 | 様式 5                             |
- 3 第 4 条に定める年度終了実績報告書は、様式 6 により作成するものとする。

### 第 3 章 残存物件等の取扱い

#### (残存物件等の意義及び範囲)

#### 第 8 条

- 1 残存物件等とは、残存物件及び発生物件をいう。
- 2 残存物件とは、復興交付金事業等により取得した機械、器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料（次年度の事業に使用するため購入又は製造した材料を除く。）で、当該復興交付金事業等の完了の際残存しているものをいう。
- 3 前項にいう備品とは、原型のまま比較的長期の反復使用に耐える物品で、1 個又は 1 組の取得単価 50,000 円以上のものをいう。
- 4 発生物件とは、復興交付金事業等により附随的に発生した物件をいう。例えば
  - イ 容器こみ価格で購入したセメント、アスファルト等の空袋、空罐等
  - ロ 水路、護岸等の改修により取壊した石積の築石等
  - ハ 橋梁架替事業において撤去した旧橋の廃材（ただし、旧橋撤去費を交付対象とした場合に限る。）
  - ニ 軌道補修事業等において撤去される板石等（ただし、交付金事業者においてこれを処分する権限のあるものに限る。）
  - ホ 土地区画整理事業による移設工事において撤去した水道管その他の材料等

#### (額の返還)

#### 第 9 条

- 1 残存物件については、第 10 条により継続使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該要素事業の充当率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 2 物件を継続使用した場合（以後継続使用しない場合に限る。）において、当該継続使用に係る復興交付金事業等の完了の際物件が残存するときは、継続使用に係る復興交付金事業等の完了の際の当該物件の残存価額にその物件を取得した要素事業の充当率を乗じて得た額を返還すべきものとする。
- 3 前項の規定による返還金は、適正化法第 7 条第 2 項の規定による条件に基づく納

- 付金として取り扱うものとする。
- 4 復興交付金事業等において物件を1以上の補助事業の経費と共同して取得した場合においては、当該物件の残存価額は、当該復興交付金事業等及び経費を分担した各補助事業（以下「共同取得事業」という。）の費用の割合に応じて按分するものとする。
  - 5 残存価額は、備品については、取得価額に残存価額率を乗じて得た額とし、材料については、取得価額とする。この場合において備品の使用期間が耐用年数を満了した場合においては、取得価額の10%相当額を撤去費又は処分費とみなして、残存価値を相殺するものとする。
  - 6 残存価額率及び耐用年数については、残存物件通知別表第1及び別表第2を使用するものとする。ただし、港湾関係の事業に関する物件については、港湾関係補助金等交付規則実施要領（昭和43年5月18日付け港管第814号）別表第1及び別表第2を使用するものとする。
  - 7 取得価額は、原則として現地渡価額とするが、輸送費又は据付費が別に計上されている場合においては、これらの費用を控除したものとする。
  - 8 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないものについては、国土交通大臣がやむを得ないと認めた場合に限り、残存価額から撤去費又は処分費を控除することができるものとする。
  - 9 備品に係る返還金を国に納付する際には、残存物件調書を作成し、第2章の規定による完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。これに対し、地方整備局長等（都道府県又は指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）は、原則として復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の確定の際あわせて国庫納付命令書を交付するものとする。
  - 10 残材料に係る返還金を国に納付する際には、残材料調書を作成し、前項の備品と同種の方法によるものとする。

#### （継続使用）

#### 第10条

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数に満たないもの及び材料を別年度の復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等において継続して使用しようとするときは、原則として各年度ごとに、残存物件継続使用承認申請書を地方整備局長等（都道府県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事）に提出し、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。ただし、備品のうち、耐用年数1年以下のもの、取得価額500,000円未満のもの又は取得価額500,000円以上のもので残存価額が100,000円未満のものについては、あらかじめ国土交通大臣の承認があったものとする。
- 2 継続使用が認められるのは、復興交付金事業者が同一である復興交付金事業等に限るものとする。
- 3 1以上の補助事業の経費と共同して取得した物件は、他の通知の規定にかかわらず

ず、復興交付金事業等においてのみ継続使用し得るものとする。ただし、前条の規定に基づき、復興交付金基金に係る額の返還を行ったときは、この限りでない。

- 4 残存物件のうち備品を別年度の復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等に継続使用しようとするときは、残存物件調書を作成し、第2章の規定による完了実績報告書とともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。
- 5 残存物件のうち残材料を別年度の復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等に使用するとき、残材料調書を作成し、第2章の規定による完了実績報告書に添付するとともに、「東日本大震災復興交付金基金交付申請等要領」（平成24年2月10日付け国官会第2666号。以下「申請等要領」という。）第4第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。

#### （備品の使用期間の計算方法）

##### 第11条

- 1 当該備品を取得した日の属する月から、復興交付金事業等（継続使用の場合にあっては、継続使用に係る最終の復興交付金事業等）の完了した日の属する月（精算事務処理に必要な備品については、当該復興交付金事業等に係る完了実績報告書を作成した日の属する月）までの経過月数によるものとする。
- 2 復興交付金事業等により中古品を取得した場合においては、国土交通大臣がやむを得ないと認めたときに限り取得前の既経過期間を使用期間に加算することができるものとする。

#### （物件の滅失又は毀損の場合の措置）

##### 第12条

- 1 取得した物件が、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了する以前に、材料については使用される以前に、滅失（売却又は他の工事等への転用による事業現場からの搬出を含む。以下同じ。）し、又は毀損したことにより使用不可能になったときは、復興交付金事業者の負担において代わるべき物件を補充する場合を除き、額の返還を行うこととなるが、その際の備品の使用期間は、当該滅失又は使用不可となった日の属する月までのものとして算出するものとする。
- 2 前項の場合において、当該滅失又は毀損が、天災地変その他復興交付金事業者の責に帰することのできない事由によるものであるときは、国土交通大臣は、備品についてはその使用期間が耐用年数を満了したものとみなし、材料については使用されたものとみなすことができるものとする。

#### （残存物件台帳の整備）

##### 第13条

- 1 復興交付金事業者は、残存物件台帳を整備しておかなければならない。
- 2 残存物件台帳の保存期間は、残存物件に係る国庫納付命令書の交付を受けた時、又は材料についてはその全部を使用したとき、備品については使用期間が耐用年数を満了したときまでとする。

### (発生物件の取扱い)

#### 第14条

- 1 発生物件がそのまま再利用可能なものは極力当該年度の復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等に使用することとし、なお残存する場合には、別年度の復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等に再使用することができるものとするが、再使用不可能なもの及び再使用しないものは売却処分又は評価してその額を決定し、当該物件の発生した事業の事業費（控除額の控除後）より控除するものとする。
- 2 発生物件を再使用する場合には、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、申請等要領第4第1項の規定により作成した書類に無代価で計上するものとする。
- 3 発生物件を再使用しない場合には、速やかに売却処分して、売却額から売却処分に要した費用を差し引いた額を決定し、また売却処分をしない場合には専門業者2人以上の鑑定により評価し、鑑定に要した費用を差し引いた額を決定し、発生物件調書を作成し、完了実績報告書に添付するとともに、同報告書の該当欄に所要事項を記載するものとする。

### (その他)

#### 第15条

- 1 備品で、その使用期間が耐用年数を満了したのち、なお使用可能なものについては、なるべく復興交付金事業等に継続使用するものとする。
- 2 国土交通大臣は、特別の事情によりこの通知により難いと認める物件については、残存価格を時価により修正し、又は使用期間の計算方法若しくは継続使用の範囲に関し、特例を設けることができる。

### (残存物件調書等の様式)

#### 第16条

第8条から第14条までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 残存物件継続使用承認申請書	様式7
二 残存物件調書	様式8
三 残材料調書	様式9
四 発生物件調書	様式10
五 残存物件台帳	様式11

## 第4章 復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の確定の取扱い

### (復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の確定及び通知)

## 第17条

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第2章の規定により完了実績報告書を受理したときは、その報告に係る復興交付金事業等が、復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、附属第I編第12条の規定により復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額を確定し、額確定通知書により当該復興交付金事業者に通知するものとする。
- 2 地方整備局長等又は都道府県知事は、東日本大震災復興交付金基金の取崩しのない年度において、完了実績報告書を受理した場合には、完了実績報告書に記載した要素事業が復興交付金事業計画に基づき適切に遂行されたものであるかを確認し、取崩額0円として額の確定を行うこと。
- 3 地方整備局長等又は都道府県知事は、復興交付金事業計画の最終年度において、最終年度取崩実績確認表の提出を受けた場合には、記載内容が適正かどうかを確認するとともに、要素事業ごとの事業実施期間を通じて復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の総額が執行実績に基づく要素事業取崩限度額を超過していないかを確認すること。

### (復興交付金事業等の是正命令)

## 第18条

地方整備局長等又は都道府県知事は、実績報告書による復興交付金事業等の成果が復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認め、これに適合させるために附属第I編第13条の規定により、当該復興交付金事業等の是正の命令をするときは、是正命令書によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う復興交付金事業等が完了した場合は、この編の第2章第2条の取扱いとなる。

### (国庫への納付命令)

## 第19条

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額を確定した場合において、すでにその額をこえる取崩額が復興交付金基金から取崩されているときは、附属第I編第15条の規定によりその取崩額の国庫への納付を納付命令書により命ずるものとする。なお、この場合の納付期限は、復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の確定の日から20日以内とする。ただし、当該納付のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の確定の通知の日から90日以内で適宜返還期限を定めることができる。
- 2 返納命令により発生した債権については、地方整備局長等又は都道府県知事は、債権発生通知書により債権の発生通知をするものとする。



### (残存物件等の取扱い)

#### 第20条

- 1 地方整備局長等又は都道府県知事は、第3章の規定により残存物件継続使用承認申請書について提出を受けた場合には、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうかを確認した上で、残存物件継続使用承認申請進達書又は残存物件継続使用承認申請(市町村)報告書に、提出を受けた残存物件継続使用承認申請書を添付し、これを国土交通大臣又は地方整備局長等に提出するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より残存物件継続使用承認申請(市町村)報告書の提出があった場合は、残存物件継続使用承認申請進達書に当該報告書を添付の上、これを国土交通大臣に提出するものとする。
- 2 復興交付金事業等により取得した残存物件で別年度の復興交付金事業計画に係る復興交付金事業等に使用が認められないもの及び国土交通大臣の承認を受けていないものについては、地方整備局長等又は都道府県知事は、交付条件により当該残存物件の残存価額等に取得時の充当率を乗じて得た金額を納付命令書により国庫への納付を命ずるものとする。

### (国土交通大臣等への報告)

#### 第21条

地方整備局長等又は都道府県知事は、復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の確定を行った場合は、額確定報告書又は額確定(市町村)報告書により、速やかに国土交通大臣又は地方整備局長等に報告するものとする。また、地方整備局長等は、都道府県知事より額確定(市町村)報告書の提出があった場合は、写しを添付の上、額確定(市町村)報告に係る報告書により、国土交通大臣に提出するものとする。

### (基金の残余额の報告及び返還)

#### 第22条

- 1 要綱附属第I編第19条に基づく報告(以下「基金残余额報告書」という。)は、地方整備局長等(都道府県及び指定市以外の地方公共団体が施行する事業等については、都道府県知事)に提出するものとする。
- 2 地方整備局長等又は都道府県知事は、前項の規定により基金残余额報告書の提出を受けた場合は、その写しを国土交通大臣又は地方整備局長等に送付するものとする。
- 3 地方整備局長等又は都道府県知事は、第1項の規定により基金残余额報告書の提出を受けた場合において、復興交付金基金の残余额(災害公営住宅家賃低廉化事業、東日本大震災特別家賃低減事業及び市街地復興効果促進事業(以下「災害公営住宅家賃低廉化事業等」という。))を除く全ての復興交付金事業等が終了した場合にあっては、基金の残余额から災害公営住宅家賃低廉化事業等に係る交付金相当額を控除した額がある場合には、基金管理運営要領第3の6及び7の規定に基づき、原則として交付金の額の確定の際あわせて納付命令書を交付するものとする。

### (額確定通知書等の様式)

#### 第23条

第17条から第22条までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 額確定通知書	様式12
二 是正命令書	様式13
三 納付命令書	様式14
四 債権発生通知書	様式15
五 残存物件継続使用承認申請進達書	様式16
六 残存物件継続使用承認申請(市町村)報告書	様式17
七 額確定報告書	様式18
八 額確定(市町村)報告書	様式19
九 額確定(市町村)報告に係る報告書	様式20
十 基金残余额報告書	様式21

## 第5章 財産処分承認基準等

### (申請手続の原則)

#### 第24条

- 1 地方公共団体が財産処分を行う場合には、財産処分承認申請書を地方整備局長等あて提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 地方整備局長等は、前項の承認に当たり、別表に掲げる財産処分の区分に応じ、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。ただし、地方整備局長等が別表に掲げる財産処分の区分又は承認条件により難い事情があると認める場合には、ほかの条件を付すか又は条件を付さないことができる。
- 3 地方公共団体は、第1項の承認を受けた後、当該承認に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

### (申請手続の特例(包括承認))

#### 第25条

- 1 地方公共団体が、次に掲げる財産処分を行う場合(有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合(以下「有償譲渡等」という。))を除き、かつ、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく施設等に係るものにあつては道路(一般交通の用に供する道)本体の効用を毀損しない場合又は河川法(昭和39年法律第167号)に基づく施設等に係るものにあつては河川等の管理に支障がない場合に限る。次項において同じ。)には、第24条第1項の規定にかかわらず、地方整備局長等あて財産処分報告書を提出できるものとし、当該報告書の提出をもってその承認があったものとみなす。ただし、この報告書において、関係法令の規

定に反する場合又は記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合には、この限りでない。なお、道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）は、有償譲渡等の場合でも包括承認の対象とする。

- 一 復興交付金事業等の完了後（復興交付金事業等の対象施設の供用開始後をいう。以下この章において同じ。）10年を経過した交付対象財産の処分
  - 二 復興交付金事業等の完了後10年を経過していない交付対象財産を処分する場合であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて行う処分
  - 三 災害又は自己の責に帰さない事由による火災等により使用できなくなった交付対象財産の取壊し又は廃棄
- 2 地方公共団体が前項の規定により地方整備局長等に報告した財産処分であって、次に掲げるものについては、それぞれ当該各号に掲げる承認条件を付して承認したものとして取り扱う。
- 一 交換 交換により取得される財産は適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること
  - 二 無償貸付け 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること
- 3 地方公共団体は、前項の規定による報告後、当該報告に係る財産処分の内容と異なる財産処分を行う場合には、改めて必要な手続を行うものとする。

#### （間接補助の場合の財産処分の取扱い）

#### 第26条

- 1 地方公共団体の間接補助金の交付決定において、間接補助事業により取得し、又は効用の増加する財産の処分について、地方公共団体の承認を受けべき旨の間接交付条件を付している場合であって、間接補助事業者の財産処分の承認にあたり当該財産処分に係る間接補助金の全部又は一部の返納を条件とした場合には、地方公共団体は、財産処分報告書（間接補助）を地方整備局長等あて提出するものとする。
- 2 地方公共団体が間接補助事業者から前項の規定による返納金を収納した場合には、当該返納金に係る復興交付金基金の取崩額相当額を国庫に納付するものとする。

#### （その他）

#### 第27条

- 1 地方整備局長等は、第24条から第26条までにより地方公共団体から受けた申請又は報告について、記載内容の確認上必要な範囲で、追加資料の提出を求めることができる。
- 2 地方公共団体が、第24条第1項又は第25条第1項により財産処分の承認を受けた交付対象財産と同種の財産の取得を、同一の事業箇所において復興交付金事業

等により計画した場合には、地方整備局長等は、当該同種財産に対する地域の需要動向に照らして、復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付について慎重に検討しなければならない。

- 3 地方整備局長等は、必要に応じ、第24条第1項又は第25条第1項により財産処分を承認した交付対象財産の利用状況について、地方公共団体から報告を求めることができる。
- 4 適正化法施行令第14条第1項に規定する場合に相当する場合（同項第2号の規定における期間の取扱いについては、交付規則第11条に規定する期間によるものとする。）には、附属第I編第17条の規定にかかわらず、財産処分の承認を要しないものとする。
- 5 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定その他法律の規定により適正化法第22条の規定による国土交通大臣の承認を受けたものとみなされた場合に相当する財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
- 6 処分制限期間が10年未満である交付対象財産における第25条第1項第二号の運用は、この処分制限期間内とする。
- 7 交規則別表第3に定める処分の制限を受ける期間は、制度要綱別表に定める下水道事業及び都市公園事業に係る財産の処分の制限について準用する。この場合において、「下水道事業費補助」とあるのは「東日本大震災復興交付金（下水道事業に係るものに限る。）」と、「公園事業費補助」とあるのは「東日本大震災復興交付金（都市公園事業に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。
- 8 次に掲げる住宅等については、この章の規定は適用しないものとする。
  - 一 災害公営住宅整備事業等対象要綱（平成24年1月10日付け国住備第199号・国住心第88号）において対象とする住宅等
  - 二 住宅地区改良事業等対象要綱（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）において対象とする住宅等
  - 三 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第II編イ-16-（8）2.第2項第二十六号に定める「都市再生住宅等整備事業」、第三十三号に定める「公営住宅整備事業等」及び第三十四号に定める「住宅地区改良事業等」において対象とする住宅等
- 9 制度要綱別表に定める防災集団移転促進事業のうち、次に掲げる事業については、第25条の規定は適用しない。
  - 一 住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業
  - 二 移転促進区域内の宅地及び農地の買い取りに関する事業
- 10 制度要綱別表に定める津波復興拠点整備事業については、第24条の規定は適用しない。

#### （財産処分承認申請書等の様式）

### 第28条

第24条から第26条までに規定する書類は、次の各号に掲げる書類の種類に応

じ、当該各号に定める様式により作成するものとする。

一 財産処分承認申請書	様式 2 2
二 財産処分報告書	様式 2 3
三 財産処分報告書（間接補助）	様式 2 4
四 財産処分承認書	様式 2 5

## 附 則

- 1 この編の規定は、平成 2 4 年 5 月 2 5 日から施行し、平成 2 3 年度予算に係る復興交付金基金を取崩して実施する復興交付金事業等から適用する。
- 2 復興交付金事業計画の年度が平成 2 3 年度である復興交付金事業等に係るこの編の規定に基づく報告その他通知類の提出期限については、この編の規定にかかわらず、復興交付金事業計画の年度が平成 2 4 年度である復興交付金事業等に係る報告その他通知類の提出と併せて行うことができるものとする。
- 3 第 5 章の規定については、この編の施行日において、すでに地方公共団体から地方整備局長等に財産処分承認申請が行われ、かつ、地方整備局長等が承認を行っていないものについても適用することができる。

別表（第5章第24条関係）

財産処分区分		承認条件	国庫納付額
目的外使用 （交付対象 財産の所有 者の変更を 伴わずに、 使用するこ と）	収益があ る場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫納付</li> <li>・ 目的外使用により生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該復興交付金事業等の事業箇所（同一の復興交付金事業計画（国土交通大臣が交付担当大臣である事業に係るものに限る。）に位置付けられた他の復興交付金事業等の事業箇所を含む。以下同じ。）における復興交付金事業等の対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（目的外使用の期間が数年にわたる場合には毎年報告すること）</li> <li>・ 使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること</li> </ul>	目的外使用により生じる収益（当該復興交付金事業等の事業箇所における復興交付金事業等の対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち復興交付金基金取崩額相当額
	収益がな い場合	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
譲渡（交付 対象財産の 所有者を変 更すること）	有償	国庫納付（ただし、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する場合には国庫納付を要しない。）	譲渡額のうち復興交付金基金取崩額相当額
	無償	国庫納付（ただし、国又は地方公共団体への無償譲渡の場合、処分制限期間の残期間内において交付条件を承継する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等にあつては、当該施設等の整備に係る復興交付金基金取崩額に、処分制限期間に対</li> </ul>

		場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。)	する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額 ・用地にあっては、時価評価額
交換（交付対象財産と他人の所有する他の財産とを交換すること）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫納付（交換差益が生じる場合に限る。）</li> <li>・交換により取得される財産は補助金等適正化法第22条の規定に準じた扱いを受けること</li> </ul>	交換差益額のうち復興交付金基金取崩額相当額
貸付け（交付対象財産の所有者の変更を伴わずに、使用者を変更すること）	有償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫納付</li> <li>・貸付けにより生じる収益の年間実績額を報告するとともに、その収益を当該復興交付金事業等の事業箇所における復興交付金事業等の対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、それらの実績額についても報告すること（貸付けの期間が数年にわたる場合には毎年報告すること）</li> <li>・使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること</li> </ul>	貸付けにより生じる収益（当該復興交付金事業等の事業箇所における復興交付金事業等の対象施設の整備費及び維持管理費相当額がある場合にはこれを除く。）のうち復興交付金基金取崩額相当額
	無償	使用予定者との間で交付対象財産に係る管理協定等を締結すること	—
担保に供する処分（交付対象財産に抵当権を設定すること）		抵当権が実行に移される際に国庫納付を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等にあっては、当該施設等の整備に係る復興交付金基金取崩額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を</li> </ul>

		乗じて得た額 ・用地にあつては、時価 評価額
取壊し（交付対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと）	国庫納付（ただし、新たに復興交付金基金の取崩額を充てずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	施設等の整備に係る復興交付金基金取崩額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額
廃棄（交付対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること）	国庫納付（ただし、新たに復興交付金基金の取崩額を充てずに代替施設を整備する場合、その他地方整備局長等が個別に認めるものについては国庫納付を要しない。）	設備等の整備に係る復興交付金基金取崩額に、処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額

（備考）

1. 道路の附属物（共同溝又は電線共同溝を除く。）の包括承認の場合は、有償譲渡等であっても国庫納付は要しない。
2. 目的外使用及び貸付けにおける収益発生後、当該事業が中止となった場合には、得られたすべての収益の復興交付金基金取崩額相当額を国庫納付すること。（公共事業再評価の結果、中止となった場合を除く。）